

	男性	女性	計	世帯
6月1日	87,274	83,759	171,033	74,028
5月1日	87,229	83,651	170,880	73,937



# 旧市立総合病院跡地 を有効活用します

市では、市民の皆さんの貴重な財産である旧市立総合病院跡地について、第2次行財政改革大綱等に基づき、処分することなく、民間事業者の企画力を生かした技術提案方式で、事業用定期借地権を設定し有効活用を図ります。

また、施設等については、皆さんのご意見・ご要望もお聴きしながら、周辺地域に寄与できる施設を検討していきます。

対象地「多摩平6の1の1ほか旧市立総合病院跡地」  
面積「7千75・18平方メートル」  
用途「第2種中高層住居専用地域」  
建ぺい率「60%」  
容積率「200%」

## 事業選定方法等

- ①プロポーザル方式（提案型）で民間企業の経験・能力を生かした提案競技 8月～9月に実施予定
- ②事業用定期借地（10年～20年）契約満了後、更地にしたうえで日野市に返還。事業用借地権のため住宅は不可とする
- ③市は借地料を徴収する予定

④施設等は周辺地域等に配慮した計画とする  
旧市立総合病院跡地利用に関するご意見・ご要望は次のいずれかの方法でお寄せください。  
郵送「〒191 8686日野市役所企画調整課「旧病院跡地活用」係  
FAX「581・2516」  
Eメール「[kikaku@city.hino.tokyo.jp](mailto:kikaku@city.hino.tokyo.jp)」

## 公職選挙法が改正されました

7月11日(日)に予定されている、参議院議員選挙から公職選挙法の改正により「期日前投票制度」の導入、郵便投票の一部緩和等がおこなわれます。

### 期日前投票

公職選挙法の改正により不在者投票制度が一部を除いて「期日前投票制度」に変わります。期日前投票は従来の不在者投票のような投票用紙を封筒に入れ、それに署名をするという手続きが不要となり、投票がしやすくなりました。投票日当日、次のような理由で投票所に行くことができない方は、前もって期日前投票ができます。

- ① 仕事や冠婚葬祭などの予定がある方
- ② レジャーや買い物などの私用で投票日に投票区内にいない方
- ③ 病気などで、当日の投票が困難な方
- ④ 日野市外に転出された方

投票開始日が公示日の翌日になりますのでご注意ください

### 不在者投票

長期不在者は、所在地の選挙管理委員会で、指定病院等に入

院している方ならその病院等でそれぞれいままでもり不在者投票ができます。

不在者投票についても投票開始日が公示日の翌日になりますのでご注意ください

### 郵便等による投票

身体に重度の障害があり、投票所での投票が困難な方は、郵便等による投票ができます。対象の方は自分で投票用紙に記載することができ、次の①～③に該当する方です。

- ① 身体障害者手帳を持っている方で、「両下肢 体幹 移動機能」の障害が「1級もしくは2級」の方、「心臓、腎臓、呼吸器等」の障害が「1級もしくは3級」の方、また、「免疫」の障害の程度が「1級から3級」と記載されている方
- ② 介護保険被保険者証の要介護状態区分が「要介護5」の方
- ③ 戦傷病者手帳を持っている方で、「両下肢、体幹の障害が特別

項症から第2項症」の方、また、「心臓、腎臓、呼吸器等の障害が特別項症から第3項症」の方郵便投票を行うには、「郵便投票証明書」が必要です。また、交付を受けていない方は、交付申請書に自署し、身体障害者手帳、介護保険被保険者証または、戦傷病者手帳を添えてお早めに、選挙管理委員会へ申請してください（申請は代理人で可）。

公職選挙法の一部改正により、郵便等による不在者投票において、自分で投票の記載をすることができない「上肢又は視覚の障害の程度が1級」の身体障害者手帳を持っている方、「上肢もしくは視覚の障害の程度が特別項症から第二項症まで」の戦傷病者手帳を持っている方は、代理人に記載をさせることができるようになります。

該当される方は、「郵便投票証明書」のほかに代理記載人になるべき者の届け出が必要ですので、お早めに選挙管理委員会に申請してください。

示して投票することができません。今回の選挙から公職選挙法の改正により投票日当日も南平小（第17投票所）で投票することができません。

**投票所が一部変更になります**

今回の選挙から夢が丘小（第10投票所）の工事終了に伴い、旧高幡台小から旧程久保小に変更になります。変更になる地域の方は、お間違えのないようお願いいたします。

**入場券は世帯ごとに封書で**

今回も投票所入場券は、世帯ごとに封書で郵送します。同じ世帯の方は、一つの封筒に世帯全員の入場券が入っていますのでお確かめください。

投票所入場券がお手元に届いていない場合は、選挙管理委員会事務局へお問い合わせください。

万一、入場券を紛失した場合は投票日当日、投票所の受付係に申し出て、入場券の再発行を受けてから投票してください。

この場合は、本人と確認できる保険証・運転免許証などを忘れずに持参ください。

### 代理投票・点字投票

投票日当日、身体に障害があるなどの理由で記載が困難な方は、係員がお手伝いします。投票の秘密は固く守られます。また、目の不自由な方は点字で投票できます。いずれも投票所の係員にお申し出ください。

以上、問合せ先「日野市選挙管理委員会事務局」

**今月の期納**

**市・都民税（第1期）**

納付には便利な口座振替のご利用を

納税課